令和８年10月26日

厚木市長　山　口　貴　裕　様

厚木市スポーツ推進審議会
会長　小　泉　　綾
（公印省略）

第３次厚木市スポーツ推進計画～スポーツの聖地あつぎを目指して～素案について（答申）

令和８年９月 29 日付けで諮問のありました第３次厚木市スポーツ推進計画～スポーツの聖地あつぎを目指して～素案について、慎重かつ活発な議論を重ね、本審議会の意見を取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答　申

厚木市では、令和３年度から令和８年度までの６年間を計画期間とする、第２次厚木市スポーツ推進計画において、「スポーツで心がふれあう都市（まち）あつぎ～スポーツ王国を目指して～」を基本理念として掲げ、スポーツを通じて強い絆で結ばれたまちの実現に向けて、市民が主体的にスポーツ活動に取り組める環境づくりを着実に進めている。

この間、スポーツを取り巻く情勢は大きく変化しており、令和７年９月にはスポーツ基本法が改正され、スポーツによる地域活性化、地方創生といった視点が新たに付け加えられるなど、スポーツは単に心身の健康や人との交流を生むものだけではなく、地域課題の解決に大きく寄与するものであるという側面が重要視されている。厚木市でも将来的な人口減少、少子高齢化による、スポーツ活動の担い手不足などの懸念がある中で、スポーツによる地方創生を図っていくためには、スポーツに関わるすべての人がスポーツの持つ価値を享受できる環境づくりにより、スポーツによる人の流れとまちのにぎわいが創出され、市民をはじめとする多くの人から憧れを抱かれるようなまちづくり、すなわち「スポーツの聖地」を目指した取組が必要である。令和８年３月に策定された、ハード面における「スポーツの聖地」に向けた取組の方向性を示す、「厚木市スポーツの聖地づくり基本計画」と一体になって、ハード面、ソフト面の両面から「スポーツの聖地」を目指した施策を展開されたい。

示された計画策定の案は、第２次厚木市スポーツ推進計画で進めてきた施策の方向性を踏まえつつ、昨今の社会状況やスポーツを取り巻く状況の変化、運動・スポーツに関する意向調査等、様々な角度から課題や問題点を抽出した中で、「スポーツの聖地」を目指すうえで厚木市が推進していくべき施策の方向性が示されており、その結果、本審議会としては、第３次厚木市スポーツ推進計画～スポーツの聖地あつぎを目指して～について、おおむね妥当なものと判断した。

今後の計画の策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。またあわせて、本答申で示した意見及び本答申に示していない本審議会での審議過程における意見及び要望等については、今後の施策検討の際にその趣旨を可能な限り尊重されたい。

厚木市における、スポーツを通じて市民をはじめとする多くの人から憧れを抱かれるようなまちづくり、すなわち「スポーツの聖地」の実現に向けて、市民や関係団体との丁寧な対話を重ねながら、理念である「スポーツでいつまでも愛される都市（まち）あつぎ～スポーツの聖地あつぎを目指して～」を着実に推進されることを強く要望し、答申とする。

１　全体に関する留意点

計画期間が９年と長期にわたることから、９年後の目指すべきビジョンを明確にしたうえで、必要な施策を講じるとともに、スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の趣旨に沿うものとなるよう取り組まれたい。併せて市全体のまちづくりの方向性を示す、第11次厚木市総合計画において掲げる理念や目標等が達成されるよう、計画を推進されたい。なお、目標の達成状況等を踏まえ、現行の施策の定期的な見直しを行うとともに、従来の施策にとらわれず、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化、市民ニーズ等を踏まえ、目標の達成に必要な施策を積極的に検討、実施し、計画の実効性を確保されたい。

２　計画の基本目標について

基本目標の確実な達成に向けて、こまめに進捗状況を確認し、必要な施策を展開されたい。

計画に掲げる成果指標については、達成状況を定期的に検証するとともに、ＰＤＣＡサイクルに基づく進行管理を徹底されたい。

３　スポーツ推進施策の総合的展開について

⑴ スポーツの持つ価値を多くの人に享受してもらうためには、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境が不可欠である。住んでいる地域で身近にスポーツに触れられる機会を増やすなど、誰もがスポーツ活動に参加しやすい環境づくりを推進されたい。

⑵ スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、障がい福祉所管課等と連携を図りながら、障がいへの理解の促進と障がい児・者とその家族が安心してスポーツ活動に参加できる取組を推進し、障がいの有無に関わらずスポーツに親しめる環境づくりを展開されたい。

⑶ 幼少期より運動やスポーツを気軽に楽しめる環境は、こどもたちの心身の成長や社会性の向上に大きく寄与するものである。地域コミュニティの希薄化や外遊びの機会減少等が懸念される中で、こどもたちが気兼ねなく自由に運動やスポーツを親しめる取組を推進されたい。

⑷ 中学校における運動部活動は技術の向上だけに資するものではなく、生徒の心身の成長や自主的な学びの場としての側面があり、運動の得意不得意等に関係なく、誰もが主体性をもって、自由にスポーツに触れることができる機会の一つである。部活動の地域展開にあたっては、こうした部活動の持つ意義を理解しつつ、地域スポーツ関連団体等と協力しながら、こどもたちが継続的にスポーツに親しめる環境づくりに取り組まれたい。

⑸ 指導者の育成にあたっては、現在活動している指導者への支援や資質向上も求められる一方で、指導の担い手不足が課題となる中、各スポーツ団体等で発行している指導者ライセンスの取得促進など、地域における指導者を増やす取組を推進されたい。

⑹ ボランティアへの参加に消極的な市民が多い理由の一つとして、対象の競技について精通していないなど、ハードルの高さを感じてしまう点が挙げられる。するスポーツ及びみるスポーツの関連施策と連携を図りながら、支えるスポーツの「楽しさ」をＰＲする取組を推進されたい。

(7) 様々な規模の試合や大会等の開催が可能となるスポーツ施設の整備を検討するとともに、市にゆかりのあるプロスポーツチーム等による試合の誘致促進など、みるスポーツ機会の拡充を通じて、まちの経済活性化や交流人口の拡大につなげていく取組を推進されたい。

(8) 他市町村と協力体制を構築し、相互に連携を図りながら、スポーツ施策を展開することで、スポーツの聖地につなげていく取組を推進されたい。